

島根県の特別支援教育の在り方について

(提 言)

令和2年3月

特別支援教育在り方検討委員会

目 次

第1章 検討にあたって	1
第2章 本県の特別支援教育で育てたい人間像	3
第3章 個別課題の検討	
1 多様な学びの場における教育環境	
（1）特別支援学校	
①特別支援学校の職業教育・就業支援	5
②特別支援学校の地域との連携	5
③医療依存度の高い児童生徒の安全・安心な教育環境	6
④特別支援学校の通学支援	7
（2）就学前	
・就学前の子どもへの支援	8
（3）小学校、中学校	
・小学校、中学校の児童生徒と教職員への支援	9
（4）高等学校	
・高等学校の生徒と教職員への支援	11
2 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制	
（1）特別支援教育の理解・啓発	12
（2）切れ目ない支援体制	14
3 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成	
（1）教職員の専門性の向上と人材育成	16
4 その他	
（1）関係機関との連携	18
（2）その他	19
参考資料	
1 用語説明	20
2 特別支援教育在り方検討委員会設置要綱	26
3 特別支援教育在り方検討委員会委員名簿	27
4 検討経過	28

第1章 検討にあたって

1 検討の必要性

島根県教育委員会では、平成22年4月に「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、今後10年程度の島根の特別支援教育の在り方、進むべき方向性について諮問し、平成23年3月に委員会より答申を受けた。それを受けて、平成24年2月に現行の「しまね特別支援教育推進プラン」を策定し、特別支援教育の推進、充実に向けた取組を実施してきた。それにより、各学校における特別支援教育推進のための校内体制や特別支援学校のセンター的機能^{※1}、特別支援教育支援専任教員などの支援体制が整備された。また、特別支援学校^{※2}の複数障がい種対応、知的障がい特別支援学校のコース制導入^{※3}や、にこにこサポート事業^{※4}の充実、高等学校における通級による指導^{※5}の導入など、教育環境の充実が図られてきた。

このような取組を進める中でも、障がいの重度化・多様化、早期からの一貫した支援と、それらを支えるための教職員の専門性の向上と人材育成への対応が求められるなど、特別支援教育の充実を図るためには、依然として多くの課題がある。

国においては「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※6}構築のための特別支援教育の推進」の報告や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などが行われ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶための仕組みを整備し、個人に必要な合理的配慮を提供していくこととされている。また子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導と支援を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場を整備することも必要となっている。

また、学習指導要領、教育要領が改訂され、その中では、社会に開かれた教育課程の実現、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、カリキュラムマネジメントの確立などの基本的な考え方が示された。

こうした状況や現行のプランの成果と課題を踏まえ、特別支援教育在り方検討委員会（以下、「本委員会」という）において、今後の島根県の特別支援教育の在り方について検討し、県教育委員会に対して提言を行うこととなった。

2 本委員会における検討の経過

本委員会は、平成31年4月1日に施行された「特別支援教育在り方検討委員会設置要綱」に基づき、県教育委員会教育長から委嘱された17名の検討委員から構成され、今後の本県における特別支援教育の在り方について、令和元年5月から令和2年3月までに計7回の会議（うち1回は書面会議）を公開で行った。社会情勢の変化や本県の特別支援教育の課題に対して、今後どのように教育内容、教育環境、支援体制を整備、充実させていくべきか等について、以下の検討課題を設定し、議論を深めた。

【主な検討課題】

○多様な学びの場における教育環境

- ・特別支援学校の職業教育・就業支援の在り方
- ・特別支援学校の地域との連携の在り方
- ・医療依存度の高い児童生徒の安全・安心な教育環境の在り方
- ・就学前の子どもへの支援の在り方
- ・小学校、中学校の児童生徒や教職員への支援の在り方
- ・高等学校の生徒や教職員への支援の在り方

○就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制

- ・理解・啓発
- ・切れ目ない支援体制

○特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成

- ・教職員の専門性の向上
- ・人材育成

また、検討を進めるにあたっては、特別支援学校や小学校、中学校、高等学校の学校視察も行い、実際の学校の現状も把握し議論の参考とした。

※検討経過の詳細は参考資料P28参照

第2章 本県の特別支援教育で育てたい人間像

個別の課題を検討するにあたり、本県の特別支援教育で育てたい人間像について共通認識を持つために検討を行い、以下のようにまとめた。なお、検討にあたっては、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「しまね教育魅力化ビジョン」との整合を図った。

本県の特別支援教育で育てたい人間像 ～自分らしく豊かに生きる～

- 夢をもち、自立や社会参加に向けて学び続けようとする人
- 勇気を持ち、自分を信じ、他者を信頼しながら社会に向かおうとする人
- 意思を持ち、しなやかに、他者と共に生きようとする人

これらの人間像を受け、以下のことを大切にした教育が重要であると考える。

1 夢をもち、自立や社会参加に向けて学び続けようとする人

子どもが自らの持てる力を高め自分らしく豊かに生きるためには、「なりたい自分」や「やりたい夢」を抱き、そこに向かい挑戦していくことが大切である。そして、夢に向かって挑戦する過程の様々な活動において得られた知識や技能をさらに活用することによって、子どもの力はより確かなものとなる。

事象と関わりながら生きていく中で、自らの興味・関心を広げ、深め、主体的に学び続けることが重要である。そのために教員は、子ども一人一人の思いや願いを受け止めながら、教育的ニーズの把握とそれに応じた指導・支援を行うとともに、自ら丁寧に実践を顧みて評価・改善を繰り返していく必要がある。

2 勇気を持ち、自分を信じ、他者を信頼しながら社会に向かおうとする人

子どもが社会と関わりながら自分らしく豊かに生きるためには、自分を信じ(自信)、他者を信頼し、それらを礎に社会に向かう勇気を奮い立たせることが大切である。そして、周囲のひと・もの・ことと関わることによって自らの存在が認められ、社会の中での自分の役割を見いだすこととなる。

社会と関わりながら生きていく中で、いつも自分一人で物事を解決していくわけではなく、困った時には他者を頼り、その人たちと一緒に解決していこうとすることが重要である。そのために教員は、子どもの「あるがまま」を認めながら、子どもの自尊感情を育むとともに、自己選択と自己決定ができる環境を用意し、子どもが自ら選択、決定ができるよう支えていく必要がある。

3 意思をもち、しなやかに、他者と共に生きようとする人

子どもが学校や家庭において自分らしく豊かに生きるためには、自らの意思をもち、柔軟に考え、行動し、そこでの「結論」を他者に伝えていくことが大切である。そして、その子なりの社会貢献を精一杯行うことによって、自分が周りの人たちと共に生きていることを強く実感することとなる。

他者と関わりながら生きていく中で、お互いの思いや願いを表現し、受け止め、折り合いをつけながら、共に生きていこうとすることが重要である。そのために教員は、子どもがうまくいかないと思うとき、寄り添いながら、どうすればいいかを共に考え、日頃から子どもに教員は安心して頼ることのできる存在であることを伝えていく必要がある。そこから初めて、共生社会への道が始まる。

また、このような教育を学校で実践するとともに、その考え方について、学校と保護者や地域の方とで共通認識を持ち、連携・協働していくことが重要であり、そのことにより特別支援教育のさらなる推進が図られる。

第3章 個別課題の検討

1 多様な学びの場における教育環境

(1) 特別支援学校

①特別支援学校の職業教育・就業支援

【現状と課題】

- ・知的障がい特別支援学校へのコース制導入により、一般就労率は全国的に見ても高い水準（平成30年度卒業生全国9位）となっているが、新たな分野への進路開拓や実習先の確保が不十分である。
- ・聴覚障がい特別支援学校高等部及び専攻科の職業教育などにおいて、産業構造等の変化により教育内容と就職先が必ずしも一致していないなどの課題がある。

【今後の方向性】

- 生徒の障がいや適性に応じた職業教育の充実及び実習先や就職先の確保について、県全体として対応を行う。
- 障がいに応じた職業教育を推進するため、たとえば聴覚障がい特別支援学校高等部及び専攻科などにおいて、社会情勢等を意識した教育内容の見直しについて検討を行う。

（方向性検討にあたっての意見）

○職業教育の充実

- ・学校生活において、生徒が自分に自信が持てず、失敗を恐れ、チャレンジすることができないことがある。自分らしさを発揮し、困ったときに周囲に相談できる力を育て、壁にぶつかった時の乗り越え方を教えていくことも必要である。
- ・教員の職業教育に対する意識を変え、生徒のスキルを育てるだけではなく、働くことの意義や喜び、楽しみについても教えていく必要がある。

○就業支援の充実

- ・特別支援学校生徒の増加に伴い、新たな現場実習先や就職先の確保といった課題がある。各学校での積極的な取組はもちろんのこと、県全体での取組（関係機関との連携・協定など）が必要である。
- ・進路希望先が多様化し、生徒一人一人の適性或希望にあった職場とのマッチングが難しくなっているため、更なる職場開拓が必要である。

○障がいに応じた職業教育の見直し

- ・社会のニーズに合わせたカリキュラムの検討が必要である。

②特別支援学校の地域との連携

【現状と課題】

- ・特別支援学校における地域の捉えは広範囲であるとともに、地域の方との関わりが小中学校等と比べ薄く、特別支援学校の教育活動や児童生徒の状況が地域の方に伝わりにくいといった課

題がある。

- ・学習指導要領（平成29年告示）により社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校教育を学校内に閉じずに社会と共有・連携しながら推進していくことが示された。

【今後の方向性】

■地域の方の障がいに対する理解が深まり、地域の中で子どもたちが育ち、地域に貢献しているように、特別支援学校と地域が連携していくための仕組みの検討を行う。

（方向性検討にあたっての意見）

○地域との連携の仕組み

- ・コミュニティスクールや地域コーディネーターの配置など、地域と学校をつなぐ仕組みが必要である。
- ・高等学校、大学、高等専門学校などの高等教育機関との連携を充実することが必要である。
- ・相談支援専門員の活用といった福祉の専門家と連携することが必要である。
- ・学校で地域の方を対象とした講座を開催するなど、地域とのつながりをつくる取組が必要である。また、地域の方がボランティアの一環として計画的・持続的に学校の教育活動に参加する仕組みが必要である。
- ・公民館や民生児童委員との連携が必要である。
- ・地域の方の障がいに対する理解が進んでいくように、学校が（特別支援学校のある）地域に根ざしていくことが必要である。
- ・災害時の避難所として、地域の方と合同で避難訓練をすることなどは、地域との連携のよいきっかけになる。

③医療依存度の高い児童生徒の安全・安心な教育環境

【現状と課題】

- ・医療的ケア^{※7}を必要とする児童生徒の入学前の情報が入りにくいことにより、医療的ケアの実施体制に支障をきたすおそれがあるといった課題がある。
- ・医療技術の高度化により、医療依存度の高い児童生徒も登校するようになり、より適切な医療的ケアの実施体制を整備していく必要があるといった課題がある。
- ・障がいの状態により学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、学習の機会を保障するとともに、その内容を充実していく必要がある。

【今後の方向性】

- 医療的ケアが必要な児童生徒の情報を学校と関係機関で共有でき、早期からの支援につながる仕組みの検討を行う。
- 医療的ケアが必要な児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるように、学校看護師の確保や専門医からの助言等が受けられるシステムについて検討を行う。
- 訪問教育^{※8}充実のため、遠隔教育の導入と充実に向け検討を行う。

(方向性検討にあたっての意見)

○早期からの情報共有

- ・医療機関が医療情報を学校に提供するには保護者の承諾が必要となる。学校は、保護者の理解を得て相談支援専門員や保健師との連携により教育につなげていく必要がある。
- ・早い段階から情報を共有するためには、保健（保健師）と教育が連携することが有効であり、市町村の体制づくりが必要である。

○医療的ケアの体制整備

- ・医療支援の内容が非常に多様化しており、これまでになかったような医療支援を必要とする子どもが増加することが予想されるため、その対応が必要である。
- ・通常の学級や特別支援学級においても医療的ケアの対応が必要となる。
- ・看護師をはじめとする医療人材が不足していることから、学校看護師を確保するためには、看護師養成学校の学生に対し、学校看護師の紹介や働きがいなどを周知していくことが必要である。
- ・学校看護師を継続して確保できるシステムを構築する必要がある。

○訪問教育の在り方

- ・訪問教育の充実に向け、遠隔教育の導入をセキュリティの問題も含め検討する必要がある。

④特別支援学校の通学支援

【現状と課題】

- ・児童生徒の障がいの状態や公共交通機関の有無により、保護者が遠距離の送迎を余儀なくされていたり、そのために就労できないといった課題がある。
- ・保護者のニーズとして、市町村の移動支援など障がい福祉サービスの充実を求める意見も多い。

【今後の方向性】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■子どもの自立と社会参加や通学に関わる保護者の送迎の負担軽減を考慮して、子どもの障がいの状態や将来に向けた支援の在り方、福祉サービスの状況など、様々な観点から通学支援の検討を行う。■福祉サービスの充実に向け、より一層の教育と福祉分野の連携を行う。 |
|--|

(方向性検討にあたっての意見)

○通学支援の拡充

- ・通学のための支援員や補助員の配置、スクールバスの外部委託などを検討する必要がある。
- ・子どもの障がいの状態や特性の違いを考慮し、スクールバスの増便だけではなく様々な観点から支援を検討する必要がある。また、児童生徒の自立と社会参加を見据え、ステップアップする支援を考えていく必要がある。

○他の機関との連携強化

- ・福祉サービスに地域差があるため、どこでも同じようなサービスが受けられるように関係機関に働きかけていく必要がある。
- ・「障害者差別解消法」※⁹により適切な合理的配慮、基礎的環境整備が必要となっている。通学支援は基礎的環境整備の一環であり健康福祉部とも連携して取り組む必要がある。

(2) 就学前

就学前の子どもへの支援

【現状と課題】

- ・保育士、教員等は特別支援教育についての研修を受講するなどして、資質の向上に努めているが、子どもの実態把握や支援方法にまだ課題がある。また、子どもへの支援について保護者との共有理解を図ることが難しく、支援が遅れるといった課題がある。
- ・子どもへの接し方や、子どもの将来の見通しに対して保護者が不安や悩みを抱えているケースがある。保護者がどこにどう相談すればいいのか分からないなどの課題があり、保護者をサポートする体制が不十分である。
- ・視覚障がいについては、早期からの専門的な教育が、その後の子どもの成長に大きな影響を与えるが、早期支援に向けた体制整備が不十分である。
- ・幼稚園、保育所等において、特別な支援が必要であると判断した子どもの割合は年々増加している。保健、福祉、教育などそれぞれの機関が様々な支援を行っているが、別々に支援しているため相談窓口が分かりにくいなどの課題がある。

【今後の方向性】

- 保護者や保育士、教員等は、その立場によって困りや悩みが異なるため、それぞれに、または一括してサポートする体制整備の充実を関係機関と連携して行う。
- 視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため、盲学校の幼稚部設置について検討を行う。
- 保護者や支援者に分かりやすい相談窓口および支援体制を構築するとともに、周知を行う。

(方向性検討にあたっての意見)

○保育士・教員等へのサポート体制整備

- ・保育士や教員は、障がいの診断までは至らない子どもやその保護者、あるいは障がい受容が難しい保護者との関わりに困難を抱えており、結果として、子どもへの適切な支援につながらないことがあるため、保健、医療との連携が必要である。

○盲学校幼稚部の設置

- ・早期から専門的な学びを保障するため、盲学校の幼稚部設置の検討が必要である。

○相談窓口の明確化

- ・いろいろな機関がそれぞれで支援を行っているため、保護者や支援者はどこに相談すればいいのか分からないことがある。「〇〇の場合は〇〇に相談すると上手くつながっていく」など、事例も含めて周知していく必要がある。

○支援体制の充実

- ・保護者に配布する指導・支援の引継ぎのためのファイルなどを活用し、保護者と情報共有して、支援につなげていくような支援体制が有効である。

(3) 小学校、中学校

小学校、中学校の児童生徒と教職員への支援

【現状と課題】

- ・特別支援学級^{※10}に在籍する児童生徒が増加している。特に自閉症・情緒障がい学級の児童生徒が増加しており、1学級の人数の増加と子どもの実態が多様化しているという課題がある。
- ・通常の学級においても特別な支援の必要な児童生徒が増加しており、支援の必要な児童生徒の多様化が見られるが、中でも学習障がい（LD）^{※11}のある子どもへの対応が不十分である。

【今後の方向性】

- 自閉症スペクトラム^{※12}やLD等の子どもへの指導・支援体制を充実するため、特別支援学級・通級指導教室の設置及び運営をより一層工夫するとともに、教員配置や研修についての検討を行う。
- 発達障がい^{※13}の可能性があり集団に入りにくい子どもや学習に集中できない子どもの学習の場、生活の場としての居場所について検討を行う。
- 校内で中心的に特別支援教育を担当する教員を支えることができるよう、校内委員会^{※14}の活性化や特別支援教育コーディネーター^{※15}の役割の明確化など、校内支援体制の機能強化と関係機関との連携を推進する仕組みの検討を行う。

（方向性検討にあたっての意見）

○校内体制の強化

- ・にこにこサポート事業や支援員の配置が行われているが、有効に活用されるよう配置の意図についての教職員の理解を促す必要がある。
- ・にこにこサポート事業などの活用も含めて、校内体制の強化が必要である。そのためには教頭、主幹教諭^{※16}、特別支援教育コーディネーターが関わっていくことが必要であり、子どもの実態を把握しその支援方法を考える力、関係機関とつながる力などを習得できる研修が必要である。
- ・担任が一人で課題を抱え、校内で相談ができていない実態があるので、校内体制を充実させる必要がある。

○関係機関との連携強化

- ・学校では支援の必要な子どもが増加しており、そこには虐待、貧困などといった様々な背景がある。教育だけでこうした問題を解決することが難しくなっており、外部の専門機関と連携して対応する必要がある。

○発達障がいの可能性のある子どもに対する支援の充実

- ・通常の学級に在籍している集団に入りにくい子どもが行けるような居場所が校内にあり、そこで学習支援や認知特性に応じたアプローチが行われるとよい。
- ・子どもが安心できる場所には人が必要であり、その場所には教員等の指導者がいることが望ましい。
- ・特別支援学級や通級指導教室での実践を充実させる必要がある。学年の違う児童生徒や複数の教育課程が混在している自閉症・情緒障がい学級への支援や言語障がいへの専門的な指導の充

実なども検討する必要がある。

- ・板書を書き写すことが困難な児童生徒や、見え方に特性のある児童生徒などに対して、ＩＣＴを活用した支援がとても有効であり、今後、そのような環境を充実させていく必要がある。

(4) 高等学校

高等学校の生徒と教職員への支援

【現状と課題】

- ・高等学校においても発達障がいを含む特別な支援の必要な生徒が在籍しており、校内体制や支援の充実が求められている。
- ・合理的配慮^{*17}に対する教員の認識に差があり、適切に提供がなされないなどの課題がある。
- ・通級による指導の必要性については理解しているものの、担当できる教員の人材が不足しており、各学校に担当者を配置することが困難であることから、高等学校での通級による指導を全県的に実施できていないなどの課題がある。
- ・病気で長期に入院する生徒に対する学習保障に課題がある。

【今後の方向性】

- 教職員が特別支援教育への理解や知識を深め、学校全体で組織的に発達障がいのある生徒の支援などについての取組を推進する。
- 各校における合理的配慮の提供が推進されるよう、教職員が判断に迷ったときに相談できる体制（合理的配慮アドバイザーの配置など）の検討を行う。
- 通級による指導の拡充に向け、設置のあり方や担当者の養成について検討するとともに、担当者が協議、研修できる仕組みをつくる。
- 病気療養のため長期間学校を欠席している生徒に対する遠隔教育の導入に向け検討を行う。

(方向性検討にあたっての意見)

○校内体制の強化

- ・個々の教員の特別支援教育の知識や実践力の向上が大切であるとともに、組織として知識や実践力をどう高めていくかが大きな課題である。生徒の課題をしっかりと把握し、その課題の持っている意味を理解しアプローチしていくことができる力を組織として高める必要がある。

○合理的配慮の提供

- ・合理的配慮についての認識に教員間で差があり、同じレベルで提供するためには、合理的配慮アドバイザーの配置について検討する必要がある。また、合理的配慮アドバイザーにより各校の校内委員会で助言をしてもらえると生徒の学力保障にもつながる。
- ・高等学校におけるICTの活用は、卒業後の社会での活用につなげていくことも視野に入れなければならない。

○通級による指導の充実

- ・県内全域において通級による指導が受けられるように、拠点校方式により、担当者を拠点校に複数配置し、拠点校から近隣の高等学校に指導に出かけるといった体制の検討をし、拡充していくことが必要である。

○遠隔教育の導入

- ・高等学校に入った段階で病気になり、長い療養が必要になった生徒等への学習保障、進路保障の観点から遠隔教育の導入に向けて検討する必要がある。

2 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制

(1) 特別支援教育の理解・啓発

【現状と課題】

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が十分ではなく、お互いを認め合う意識も十分育っていないなどの課題がある。
- ・保護者や教職員の特別支援教育の理解は進みつつあるが、保護者を含めた周囲の理解が得られず子どもへの支援につながらないことがあるといった課題がある。
- ・特別支援学校から地域への発信やあいサポート運動^{※18}などの理解・啓発の取組がなされているが、更なる理解・啓発が必要である。

【今後の方向性】

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、新しい障がい観^{※19}の理解・啓発とその考えを元にした実践に取り組む必要がある。また障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深めていくために、人権教育の理念をふまえた交流及び共同学習^{※20}や理解教育の促進を、意図的・計画的に推進できるような仕組み（学校が参考にできる情報の提供など）の検討を行う。
- 保護者や地域住民に対する理解・啓発を、関係部局と連携して推進する。

（方向性検討にあたっての意見）

○交流及び共同学習の充実

- ・特別支援学校の児童生徒は居住する地域以外の特別支援学校に在籍しているケースが多く見受けられるが、いずれは出身地域に帰って過ごすことを考えると、児童生徒の出身地の学校との交流及び共同学習（居住地校交流）は重要である。

○共生社会の形成に向けた理解教育の推進

- ・周囲の子どもたちに障がいの捉え方や関わり方について早期から理解をすすめていくためには、理解教育プログラムや事例集などが必要である。また、学校が理解教育の重要性を認識することも大切である。
- ・障がいのある子どもにとっても、自己理解をすすめる意味での理解教育は重要である。

○保護者に対する理解・啓発の推進

- ・PTA総会などの場で学校長等が保護者全体に対し、発達障がいや特別支援教育について理解を促す働きかけをしていくことが必要である。
- ・特別支援学校においても保護者同士のつながりを充実させる取組が必要である。特別支援学校の保護者と、幼稚園、保育所等、小学校、中学校、高等学校の保護者ともつながっていく必要がある。
- ・市町村の保健部局と教育が連携して健康診査の場で、啓発活動、パンフレット配布等を行っていく必要がある。

○地域に対する理解・啓発の推進

- ・地域の目が気になり、保護者が子どもの障がいを受け入れられないケースもある。障がいの捉え方（新しい障がい観）を地域に広めていくことが必要である。

- ・地域の民生児童委員、企業や福祉関係の方を対象に学校見学を行うなど、特別支援学校を知ってもらう取組が必要である。
- ・あいサポート運動のあいサポーターを増やしていく取組が必要である。企業であいサポート研修を受けてもらい一般の方に障がいを理解してもらうことは地域の力の基礎となる。

○特別支援学校からの発信

- ・地域の方に学校教育に参加してもらい、在籍する児童生徒を知ってもらうなど、特別支援学校の取組をもっと地域に発信していく必要がある。

(2) 切れ目ない支援体制

【現状と課題】

- ・個別の教育支援計画^{※21}の作成や活用がなされていない等の理由から、支援が引き継がれていないなどの課題がある。
- ・特別支援教育の理解不足により必要な支援が受けられなかったり、子どもたちの教育的ニーズに応じた支援や学びの場を定期的に検討がなされなかったりするなどの課題がある。
- ・特別な支援の必要な生徒の中学校卒業後の進路選択において、本人や保護者に適切な情報が伝わらなかったり、就学先や進路先として適正だとした学びの場について理解が得られなかったりして、進路決定が遅れるなど進路指導の在り方に課題がある。

【今後の方向性】

- 個別の教育支援計画を活用した引継ぎの目的を関係者に周知し、市町村教育委員会と連携して、作成と活用を促す。
- 就学後の子どもの学習や生活の様子などを確認し、それをもとに定期的に校内委員会等で、適正な支援や学びの場を検討する仕組みを、市町村教育委員会と連携しながら構築する。
- 早期からの進路指導が充実するような学校での仕組みを検討する。

(方向性検討にあたっての意見)

○相談支援ファイル^{※22}の活用（個別の教育支援計画含む）

- ・相談支援ファイルは有効なものであるが、保護者が作成、活用方法について丁寧に知らされていないケースや、保護者からの相談を受ける幼稚園、保育所、学校、医療機関等がその目的を理解していない場合がある。相談支援ファイルの目的について啓発していく必要がある。

○適切な学びの場の選択

- ・就学時に決めた学びの場が実際に在籍して学習してみないと適正かどうかかわからないという要素がある場合、子どもの様子について、頻回に保護者と情報を共有するような機会が必要であり、校内委員会やケース検討会などでも取り上げていくことが必要である。
- ・中学校から高等学校へ進学する場合、高等学校での相談や体験学習の実施など、入学前に特別な支援に視点を特化した形で連携していくことも必要である。
- ・特別支援学校との連携を早期から行うとともに、校内委員会を強化しながら自己理解を促し進路を自己決定していく必要がある。

○早期からの進路指導の充実

- ・小学校の段階から将来を見据えた進路を考える上で、本人や保護者に対して進路指導の流れや中学校からの自立に向けての取組の内容、福祉制度等、必要な情報を提供する必要がある。
- ・小学校の段階から高等学校や特別支援学校の体験学習等を通して、保護者に教育内容や支援内容をきちんと伝えていく必要がある。
- ・一部の小学校は夏休みに該当の幼稚園、保育所を訪問し、就学に向けた連携シートを活用し、受入体制を整えるシステムを作っている。そのような仕組みづくりについての検討が必要である。
- ・就学先として対象となる小学校や特別支援学校が保護者に対して、当該学校の教育を説明するような場があると双方の情報が共有でき、就学先を考える際に有効と考える。

- ・知的障がい特別支援学校の出願資格を判断する上で、適応状況の困難さの指標として医師の診断書の提出を求めることを検討する必要がある。

3 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成

(1) 教職員の専門性の向上と人材育成

【現状と課題】

- ・教職員の特別支援教育に関する知識や技能は高まりつつあるが、教職員の特別支援教育の経験や専門性には幅があり、経験に応じた専門性や障がいに応じた専門性を高める取組が不十分である。
- ・視覚・聴覚障がい特別支援学校教諭免許保有者が少なく、それらの障がい種に応じた専門性の担保について課題がある。
- ・各学校で特別支援教育を担う人材の確保や、より専門性の高い人材の育成が計画的に進みにくいといった課題がある。

【今後の方向性】

- 特別支援教育の専門性を高めるよう研修の工夫が必要であり、大学等の機関との連携が有効である。
- 特別支援教育の魅力を発信し、特別支援教育を担う人材を確保していく。
- 視覚・聴覚障がい教育の専門性を担保するために教員の採用や人事上の配慮について検討を行う。
- 小学校、中学校、高等学校の特別支援教育を担う人材や、より専門性が高く、本県の特別支援教育の中核を担う人材を計画的に育成する仕組みの検討を行う。また特別支援学校との人事交流についても推進を図っていくことが有効である。

(方向性検討にあたっての意見)

○教職員の専門性の向上

- ・子どもの障がいや特性を理解する知識とそれを踏まえた指導する力といった専門性が必要であるが、そういった専門性に加えて、この子をなんとか自分の力で指導しようという熱意も必要である。
- ・カウンセリングマインドや関係機関と連携するためのコーディネート力、通常の学級の指導についてアドバイスができたりするマネジメント力も専門性の一つとして考える。
- ・教職員の保護者への対応に課題があり、話し方や寄り添う気持ちなどをOJTで育てていく必要がある。保護者への対応力をどのように育て教職員へ広めていくかという課題がある。
- ・「各教科等を合わせた指導」※²³や「自立活動」※²⁴といった教育課程に関する基本的な知識について特別支援学校においても十分理解していない教員がいる。そのような教員への研修実施など伝えていく努力が必要である。
- ・通級指導教室に担当者が複数配置されている場合、そのうち1人が聴覚・言語障がいを主に担当し、他の者が発達障がいを主に担当するなど、通級指導教室においても障がいごとに専門性を担保していく必要がある。

○研修の充実

- ・それぞれの障がいに応じた指導方法（特に学習障がい（LD））に特化した研修や大学教授や専門家を学校に派遣するなどの取組が必要である。

- ・市町村が行っている保育士や幼稚園教員に対する研修を活性化するための施策が必要である。
幼児教育センター※²⁵による参加しやすい研修の企画が必要である。
- ・特別支援教育や福祉に関する情報が得られるような研修が必要である。
- ・各学校に1名は特別支援教育について専門性のある教員が必要であり、発達障がいのある子ども等の実態や特性を把握することができるような研修が必要である。
- ・教職大学院※²⁶で特別支援教育をテーマとして学ぶ教員を派遣するなど、大学院で学ぶ機会を保障していく必要がある。

○特別支援教育の魅力化

- ・特別支援学校教員の採用倍率が下がっている。特別支援教育そのものの魅力化を図っていく必要がある。

○人材の計画的な育成

- ・特別支援学校の障がい種ごとの専門性を保つため、異動ルールを弾力的に考え、専門性の高い人材を育成することが必要である。
- ・特別支援学校校長会で指導主事候補や研修派遣候補について情報共有を行い、県全体で人材育成を行っていく必要がある。
- ・派遣研修を人材育成の意図をもって適切に行う必要がある。
- ・小学校、中学校で特別支援教育を担う人材を育成する仕組みが必要である。

○人事交流の推進

- ・特別支援学校の教員が小学校、中学校および高等学校に人事交流することで、その学校のある地域やその地域にある他の学校に及ぼす影響は非常に大きい。人事交流に際しては目的を明確にして教員を派遣していくことが必要である。

4 その他

(1) 関係機関との連携

【現状と課題】

- ・ 関係機関との連携が必要であるという認識は高まっているが、他機関についての理解が十分ではなく、連携ができていないなどの課題がある。
- ・ 関係機関が行う支援内容等を情報共有するためのケース会議等の設定が十分ではない場合がある。
- ・ 個別の教育支援計画が作成されていない、あるいは関係機関との連携に活用されていないケースがある。

【今後の方向性】

- 関係機関やその相談窓口の周知が必要で、連携を強化していくための取組について検討を行う。
- 切れ目ない支援を行うために、関係機関が情報を共有し連携していくための仕組みの検討を行う。
- 在学中は個別の教育支援計画を活用して、連携を明確にする。

(方向性検討にあたっての意見)

○関係機関の連携強化

- ・ 関係機関同士がそれぞれの役割や連携先を理解し、効果的に連携する必要がある。
- ・ 適切な支援につなげることができるコーディネーターが必要である。
- ・ 関係機関の連携のキーパーソンは相談支援専門員である。教育にも相談支援専門員とつなぐ人が必要である。
- ・ 就業支援において、本人の状況をどれだけ把握できるかが重要である。就業支援の知識のある人材を配置し、学校とつながる仕組みが県全体で必要である。
- ・ 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けての支援には、市町村の体制が重要である。特に保健と教育の連携が必要である。モデル地域の指定や好事例の発信など体制作りを促進する方法を検討する必要がある。

○情報共有に向けた連携強化

- ・ 知的発達に遅れはないが、対人関係が苦手といった子どもの居場所についての検討が必要である。検討にあたってはより一層関係機関との連携が必要である。
- ・ 家庭や学校での様子が医師にスムーズに伝わるような方法やシステムの検討が必要である。

○個別の教育支援計画の作成と活用

- ・ 関係機関との連携が明確にし、一貫した支援が行われるために、個別の教育支援計画の作成が推進される必要がある。

(2) その他

委員意見として、その他、挙がってきた主なものは、以下のとおりである。

○寄宿舎の改善

- ・寄宿舎の居室において、個人スペースがない。障がいの特性や時代を考慮して、個人スペースの確保に努める必要がある。

○ICTを活用した教育の充実

- ・特別な支援の必要な子どもたちに対して、ICTの活用は有効である。合理的配慮としてだけでなく、認知特性に応じた指導の教材としても有益であるため、導入の検討が必要である。またICTに関連する教員の指導力を高める必要がある。

この提言は、今後の特別支援教育推進の方向性を示しているが、現在、国においては「新しい時代の特別支援教育の在り方」について有識者会議を開催し検討が重ねられている。

県教育委員会におかれましては、国の動向など様々な動きに注視しながら適切に対応していただきたい。

参 考 資 料

用 語 説 明

※ 1 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第74条で規定されており、特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能のことである。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※ 2 特別支援学校

学校教育法第72条で規定された学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※ 3 コース制導入

しまね特別支援教育推進プランに基づき、知的障がい特別支援学校におけるキャリア教育の推進と職業教育の充実を図るため、職業コースと総合コースを導入した。より生徒一人一人の実態に即した職業教育を行うため、職業コースはサービス系の作業学習（食堂、清掃、食品加工など）、総合コースはものづくり系の作業学習（木工、手芸、窯業など）を中心に学習が行われている。

※ 4 にこにこサポート事業

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、当該学校の実態や意向を踏まえ、市町村教育委員会と県教育委員会が協議の上、特別な支援のための非常勤講師を配置し、当該児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を改善・克服するために必要な支援を行う。あわせて、学校における適切な教育支援のあり方を明らかにするとともに、校内支援体制の充実に資するための島根県独自の事業であり、正式名称は「特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業小学校等通常の学級）」である。

また、小・中学校（義務教育学校を含む。）の特別支援学級のうち多人数の学級に対して、当該学校の実態や意向を踏まえ、市町村教育委員会と県教育委員会が協議のうえ、特別な支援のための非常勤講師を配置し、児童生徒一人一人の障がいの程度や特性、学力差等に応じた適切な指導及び必要な支援体制の充実に資するための事業も行い、「特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業特別支援学級）」として実施している。

※5 通級による指導

通常の学級で学習しながら、障がいの状況に応じた専門的な指導を特別の場で受けることができる教育形態で、そこでは障がいによる学習又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導・支援（主に「自立活動」の内容）が行われている。

〔出典：島根県教育委員会パンフレット「通級による指導」〕

※6 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮約：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

〔出典：文部科学省HP〕

※7 医療的ケア

特別支援学校等に在籍する医療的支援を必要とする児童生徒等に対し、健康で快適な状態をサポートするとともに生命の危機を防ぐための行為で、医師あるいは看護師により指導を受けた保護者が家庭において日常的に実施している内容に限定されるもの。（施設入所生等を含む）

〔出典：島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン〕

※8 訪問教育

通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育。

〔出典：文部科学省HP〕

※9 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行。この法律では「不当な取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を求めており、そのことによって障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指している。

〔出典：内閣府HP参考〕

※10 特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のあるもので、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの）で編制されている学級で、特別な教育課程を編成し教育を行う場を指す。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※11 学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

〔出典：文部科学省HP〕

※12 自閉症スペクトラム

「1. 対人関係の障害」「2. コミュニケーションの障害」「3. パターン化した興味や活動」の自閉症の3つの特徴をもつ障害で、症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方をされている。

〔出典：厚生労働省HP参考〕

※13 発達障がい

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

〔出典：文部科学省HP〕

※14 校内委員会

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援を行うために、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師、その他必要と思われる者で構成する委員会で、校内における全体的な支援体制を整備していくことを目的としている。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※15 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口などの役割を担う人材を指す。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※16 主幹教諭

学校教育法第37条第9項において、「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。」とある。中学校、高等学校、特別支援学校においても準用規定が設けられている。

〔出典：学校教育法参考〕

※17 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

〔出典：文部科学省HP〕

※18 あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動。

平成21年11月に鳥取県で創設され平成23年4月から島根県も連携。

〔出典：島根県障がい福祉課HP〕

※19 新しい障がい観

平成13年5月、世界保健機構（WHO）総会において採択された「国際生活機能分類（ICF）」において示され、平成23年7月に改正された「障害者基本法」においても大切にされている考え方。ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えており、それらの生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものとされている。障害者基本法における、「障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの」という考え方と同じである。

ICFにおける構成要素間の相互関係は参考資料P25【ICF相関図】に示す。

〔出典：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）参考〕

※20 交流及び共同学習

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動することであり、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※21 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画を指す。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※22 相談支援ファイル

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、子どもの障害や発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録する相談・支援のための手帳やファイルである。

この手帳やファイルは、関係機関による情報の共有化を図ることができ、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有ができるようにすることを目的とし、保護者が各種の相談・支援を受ける際に提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるように、また、保護者や相談・支援者が必要な情報を記入できるようにしている。

島根県においても、各市町村での作成が進んでいる。

〔出典：文部科学省HP参考〕

※23 各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときには、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とされている。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

〔出典：特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）参考〕

※24 自立活動

特別支援学校に設けられた、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域のことをいう。

〔出典：特別支援教育ハンドブック 島根県教育委員会発行〕

※25 幼児教育センター

正式名称は「島根県幼児教育センター」という。平成30年4月に開設され、幼児教育担当指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、市町村・認定こども園・幼稚園・保育所・小学校を訪問し、実態に応じた支援をすることや県内の幼児教育の知見を集約することを中心に活動している。

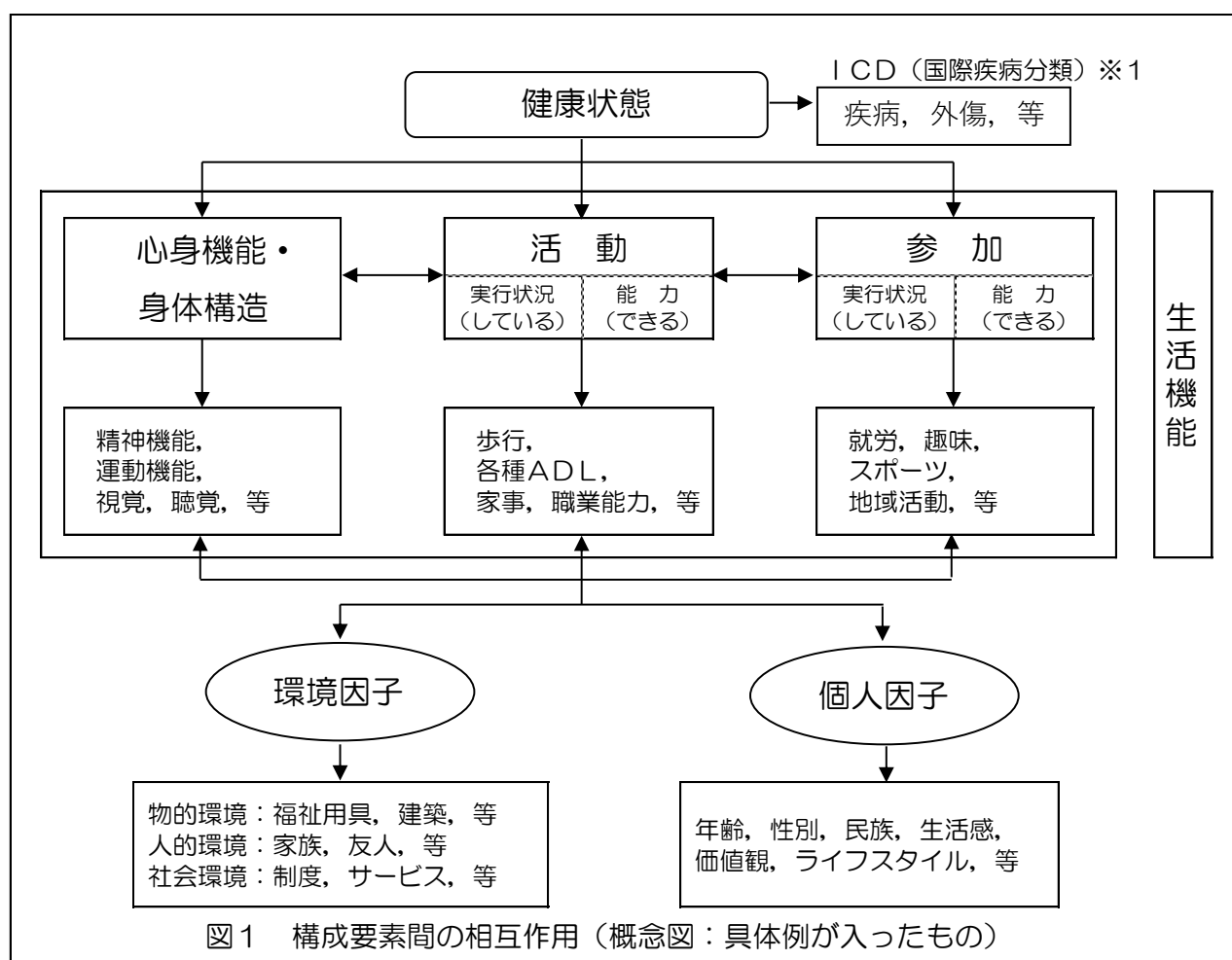
〔出典：島根県幼児教育センターパンフレット参考〕

※26 教職大学院

教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院としての枠組みとして創設された制度である。教職大学院は、1. 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、2. 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成の2つを主な目的・機能としている。

〔出典：文部科学省HP参考〕

【ICF 相關図】



（出典）厚生労働省大臣官房総計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD（国際疾病分類）は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

特別支援教育在り方検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進する、今後の特別支援教育の在り方について検討するため、特別支援教育在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 多様な学びの場における教育環境の充実に関すること。
- (2) 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成に関すること。
- (3) 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、西暦 2020 年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に傍聴受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めた者は、前項の規定にかかわらず傍聴することができる。

4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、島根県教育庁特別支援教育課において行う。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

「特別支援教育在り方検討委員会」 委員名簿

1. 学識経験者

島根大学大学院教育学研究科 教職大学院教授	原 広治
-----------------------	------

会長

2. 医療関係者

東部島根医療福祉センター 院長	伊達 伸也
出雲市子ども政策課子ども家庭相談室 保健師	熊谷 尚子

3. 福祉関係者

社会福祉法人みどり福祉会 理事長（みどり保育園長）	岩倉 善光
社会福祉法人亀の子 部長（施設管理者）	坂根 勉

4. 就労支援関係者

隠岐障害者就業・生活支援センター太陽 所長	藤田 由利江
島根障害者職業センター 所長	米田 暢子

5. 保護者

島根県PTA連合会 推薦	川岡 あゆみ
島根県特別支援学校PTA連合会 推薦	佐々木 英起

6. 市町村教育行政関係者

益田市教育委員会学力育成推進室 室長	森脇 達也
美郷町教育委員会教育課 課長	漆谷 千鳥

7. 教育関係者

松江市立城北幼稚園 園長	金山 由美子
松江市立中央小学校 校長	河井 克典
浜田市立第二中学校 校長	佐藤 徹
島根県立大東高等学校 校長	中村 訓子
島根県立出雲養護学校 校長	金川 克則
まなび舎ぽっと（塾） 代表者	峠 優子

特別支援教育在り方検討委員会 検討経過

開催日時・場所		検討事項
第1回	令和元年5月31日（金） サンラポーむらくも彩雲の間	1 本県の特別支援教育の現状説明
学校視察	【特別支援学校】 令和元年6月18日（火） 松江コース 令和元年6月25日（火） 出雲コース	（松江コース） 松江ろう学校、松江養護学校乃木校舎、松江清心養護学校 （出雲コース） 出雲養護学校雲南分教室、出雲養護学校、盲学校
第2回	令和元年7月5日（金） サンラポーむらくも彩雲の間	1 現行プランの成果と課題 2 検討項目と検討スケジュール 3 特別支援学校の職業教育・就業支援
第3回	令和元年8月8日（木） 市町村振興センター大会議室	1 特別支援学校の地域との連携 2 医療依存度の高い児童生徒の安全・安心な教育環境 3 就学前の子どもへの支援
学校視察	【小・中学校、高等学校】 令和元年10月1日（火）	出雲市立塩冶小学校、出雲市立第二中学校 島根県立宍道高等学校
第4回	令和元年10月25日（金） サンラポーむらくも彩雲の間	1 小・中学校の児童生徒と教職員への支援 2 高等学校の生徒と教職員への支援
第5回	令和元年12月13日（金） サンラポーむらくも彩雲の間	1 特別支援教育の理解・啓発 2 切れ目ない支援体制 3 教職員の専門性の向上と人材育成
第6回	令和2年1月23日（木） サンラポーむらくも彩雲の間	1 特別支援学校の通学支援 2 関係機関との連携 3 その他
第7回	令和2年3月 （書面による会議）	1 提言（案）の検討